

人口の動き

1月1日現在

- ◇総人口 76,295人 (前月比 -54人)
- ◇男 38,613人
- ◇女 37,682人
- ◇世帯数 29,727世帯

申告期間
2月16日～
3月15日

市県民税の申告が必要な方

平成23年1月1日現在、市内に住んでいた方で、平成22年中に次のような所得のあった方は、市県民税の申告をする必要があります。ただし、平成22年分の所得税の確定申告をされた方や、勤務先から市役所に給与支払報告書(年末調整済)が提出された方は、市県民税の申告をする必要がありません。

●**事業所得などがあった方**
・営業、農業、不動産、その他の事業などの所得があった方

●**給与所得者の方で次のいずれかに該当する方**
・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

・給与所得以外に所得があった方
・平成22年中に退職し、現在就職されていない方
●**公的年金などの受給者の方で次のいずれかに該当する方**
・公的年金などの所得以外に所得があった方
・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方

●**その他**
・市内に住んでいないが、平成23年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷

市県民税の申告と所得税の確定申告

2月16日から3月15日まで、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税の申告相談(譲渡所得や青色申告、事業所得で新規開業の方、消費税の申告などを除く)を、成田税務署では所得税の確定申告をそれぞれ受け付けます。また、市役所では例年より申告会場の規模が縮小されているため長い時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

が市内にある方

・所得のなかった方で、だれの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になっている方
※今回の申告は、平成23年度の市県民税のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえでその基礎となるものです。必ず申告してください。申告をされない場合には、児童手当の認定を請求するときや融資などを受けるときに必要な税務証明書などが発行できません。昨年市県民税の申告をされた方で、今年度も申告が必要と思われる方には、1月末に申告書用紙を郵送しました。詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告は、1年間(1月から12月まで)のすべての所得から所得控除を差し引いて計算した所得税額により所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。
平成22年中に次のような所得のあった方は、所得税の確定申告をする必要があります。

○**事業所得者(農業を含む)などの方**
・各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える方

○**給与所得者の方で次のいずれかに該当する方**
・給与の年収が2千万円を超える方
・給与以外の所得(農業や年金など)が20万円を超える方

・2カ所以上から給与の支払いを受けている方
・源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている方
・マイホームをローンなどで取得した方(住宅借入金等特別控除)
・多額の医療費を支払った方(医療費控除)
・年末調整で控除の手続きを忘れた方
・年の途中で退職したため勤務先で年末調整を受け

控除(住宅特定改修・認定長期優良住宅)などは、市役所では相談できません。

この場合は、成田税務署で申告相談してください。

申告に必要なもの

- ・源泉徴収票などの収入のわかるもの
- ・健康保険、国民年金、介護保険料の領収書や証明書など
- ・生命保険や地震保険などの控除証明書
- ・印鑑(スタンプ印は不可)、電卓、筆記用具
- ・前年の申告書の写しなど
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額は電話での問い合わせにはお答えできません。

▼自書申告コーナー

申告期間中、自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自分で作成していただきます。※このコーナーでは、個別の面接相談は行いません。
▼**申告書などの控えが必要な方**
申告書などの控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要となっても交付することができません。

市県民税の申告と簡易な確定申告は市役所で

- 申告期間 2月16日～3月15日
- 受付時間 午前8時45分～正午 午後1時～4時
- 会場 市役所第4庁舎
- ご注意 ※期間中の土、日曜日および祝日は、申告相談および受け付けを行いません。ただし、3月13日(日)に限り、申告相談および受け付けを行います。
- ※譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの相談は、お受けできません。(提出のみ可)
- 詳しくは、市役所課税課 ☎443-1116へ。

申告会場・受付時間など

※譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)のある方や青色申告の方、あるいは事業所得で新規開業の方、過年分の申告をする方、消費税の申告をする方または住宅に関する税額

所得税・贈与税・個人消費

国税電子申告(インターネット)でカンタン申告
e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告申請・届出等が行える便利なシステムです。
e-Taxで申告をする

- 申告期間 1月27日～3月15日
- 受付時間 午前9時～午後5時
- ※混雑している場合には、受付を早めに閉め切ることがありますので、午後4時までに到着してください。
- 申告会場 イオンモール成田
- ご注意 期間中の土、日曜日および祝日は、申告相談および受け付けを行いません。ただし、2月20日(日)・2月27日(日)に限り、申告相談および受け付けを行います。納税証明書は、右記会場では発行していません。
- 右記会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。
- 詳しくは、成田税務署 ☎0476-28-5151
- <http://www.nta.go.jp/>

夜間および休日の市税納付・納税相談窓口

- 夜間 2月1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火) 午後5時15分～8時
- 休日 2月27日(日) 午前8時30分～午後5時
- 休館日 2月27日(日) 午前8時30分～午後5時
- 業務内容
・市税の納付(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)
- ・納税相談
- 詳しくは、市役所納税課 ☎443-1115へ。
- ※2月27日(日)は市役所の日曜開庁日です。
- 市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り扱いますのでご利用ください。(ただし、住民異動に伴う業務・国民年金業務は取り扱っていません)

市役所の正門および裏門は夜間閉門・施錠しています
閉門時間 平日：午後6時～午前7時30分 (火曜日は午後8時～午前7時30分)
土曜・日曜日、祝日：午後5時～午前8時30分